

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和八年二月二十七日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年八月二十五日奈良県指令高土第三〇―四号

令和八年一月三十日奈良県指令高土第三〇―四―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和八年二月十三日高土第一一三〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和八年二月十三日高土第四八九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字安部一四八番七、一四八番九、一四八番一〇、一四八番一一、

一四八番一二、一四八番一三、一四八番一四、一四八番一五及び一四八番一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市真美ヶ丘五丁目三番二九号

葛城建設株式会社 代表取締役 岩元文彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字安部一四八番七

下水道 北葛城郡広陵町大字安部一四八番七及び一四八番九の各一部

水路 北葛城郡広陵町大字安部一四八番九及び一四八番一〇